

現行	改正後（案）																																
<p>(用途地域内における敷地の駐車施設)</p> <p>第4条の3 共同住宅、長屋、寄宿舍（規則で定めるものを除く。）及び下宿の用途に供する建築物で、住居の用に供する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の住居の用に供する部分の床面積の合計の和をいう。）が<u>1,000平方メートル</u>を超えるものの敷地には、自動車の駐車のための施設(以下「駐車施設」という。)を設け、当該駐車施設において駐車することができる自動車の台数の当該建築物の住戸又は住室の数に対する割合（以下「駐車台数確保率」という。）を、都市計画法の規定により定められた用途地域のうち次の表に掲げる用途地域の区分に応じ、同表に掲げる数値としなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="189 1323 767 1917"> <thead> <tr> <th>用途地域</th> <th>駐車台数確保率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域</td> <td><u>5 / 10</u>以上</td> </tr> <tr> <td>第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域</td> <td><u>5 / 10</u>以上</td> </tr> <tr> <td>第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域</td> <td><u>4 / 10</u>以上</td> </tr> <tr> <td>近隣商業地域</td> <td><u>2 / 10</u>以上</td> </tr> <tr> <td>商業地域</td> <td><u>2 / 10</u>以上</td> </tr> <tr> <td>準工業地域</td> <td><u>4 / 10</u>以上</td> </tr> <tr> <td>工業地域</td> <td><u>4 / 10</u>以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(第2項及び第3項省略)</p>	用途地域	駐車台数確保率	第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域	<u>5 / 10</u> 以上	第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域	<u>5 / 10</u> 以上	第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域	<u>4 / 10</u> 以上	近隣商業地域	<u>2 / 10</u> 以上	商業地域	<u>2 / 10</u> 以上	準工業地域	<u>4 / 10</u> 以上	工業地域	<u>4 / 10</u> 以上	<p>(用途地域内における敷地の駐車施設)</p> <p>第4条の3 共同住宅、長屋、寄宿舍（規則で定めるものを除く。）及び下宿の用途に供する建築物で、住居の用に供する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の住居の用に供する部分の床面積の合計の和をいう。）が<u>2,000平方メートル</u>を超えるものの敷地には、自動車の駐車のための施設(以下「駐車施設」という。)を設け、当該駐車施設において駐車することができる自動車の台数の当該建築物の住戸又は住室の数（<u>床面積が30平方メートル以下の住戸又は住室（以下「小規模住戸等」という。）を有する建築物にあつては、小規模住戸等の数に3分の1を乗じた数に小規模住戸等以外の住戸又は住室の数を加えた数</u>）に対する割合（以下「駐車台数確保率」という。）を、都市計画法の規定により定められた用途地域のうち次の表に掲げる用途地域の区分に応じ、同表に掲げる数値としなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="826 1323 1404 1917"> <thead> <tr> <th>用途地域</th> <th>駐車台数確保率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域</td> <td><u>3 / 10</u>以上</td> </tr> <tr> <td>第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域</td> <td><u>3 / 10</u>以上</td> </tr> <tr> <td>第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域</td> <td><u>3 / 10</u>以上</td> </tr> <tr> <td>近隣商業地域</td> <td><u>1 / 10</u>以上</td> </tr> <tr> <td>商業地域</td> <td><u>1 / 10</u>以上</td> </tr> <tr> <td>準工業地域</td> <td><u>3 / 10</u>以上</td> </tr> <tr> <td>工業地域</td> <td><u>3 / 10</u>以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(第2項及び第3項省略)</p>	用途地域	駐車台数確保率	第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域	<u>3 / 10</u> 以上	第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域	<u>3 / 10</u> 以上	第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域	<u>3 / 10</u> 以上	近隣商業地域	<u>1 / 10</u> 以上	商業地域	<u>1 / 10</u> 以上	準工業地域	<u>3 / 10</u> 以上	工業地域	<u>3 / 10</u> 以上
用途地域	駐車台数確保率																																
第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域	<u>5 / 10</u> 以上																																
第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域	<u>5 / 10</u> 以上																																
第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域	<u>4 / 10</u> 以上																																
近隣商業地域	<u>2 / 10</u> 以上																																
商業地域	<u>2 / 10</u> 以上																																
準工業地域	<u>4 / 10</u> 以上																																
工業地域	<u>4 / 10</u> 以上																																
用途地域	駐車台数確保率																																
第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域	<u>3 / 10</u> 以上																																
第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域	<u>3 / 10</u> 以上																																
第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域	<u>3 / 10</u> 以上																																
近隣商業地域	<u>1 / 10</u> 以上																																
商業地域	<u>1 / 10</u> 以上																																
準工業地域	<u>3 / 10</u> 以上																																
工業地域	<u>3 / 10</u> 以上																																

4 建築物の敷地が第1項の規定による駐車台数確保率に関する制限を受ける地域と当該制限を受けない地域又は区域にわたる場合における当該敷地の駐車台数確保率については、当該制限を受けない地域又は区域について、10分の5を当該地域又は区域の駐車台数確保率とみなして前項の規定を適用する。

(第5項及び第6項省略)

4 建築物の敷地が第1項の規定による駐車台数確保率に関する制限を受ける地域と当該制限を受けない地域又は区域にわたる場合における当該敷地の駐車台数確保率については、当該制限を受けない地域又は区域について、10分の3を当該地域又は区域の駐車台数確保率とみなして前項の規定を適用する。

(第5項及び第6項省略)